

令和5年度 指定管理者監査結果報告書

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項等の規定に基づく指定管理者監査
- 2 監査の対象 (1)公の施設 羽村市農産物直売所
(2)指定管理者 羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合
(3)所管課 産業環境部産業振興課、総務部契約管財課
- 3 監査の範囲 令和3年度及び令和4年度に執行された公の施設に係る会計処理等に関する事務並びにその他関連する事務事業の執行状況
- 4 監査の期間 令和5年12月1日(金)から令和6年1月31日(水)まで
(説明聴取日 令和5年12月11日(月))
- 5 監査の主眼 **【所管課】**
 - (1)指定管理者制度を導入した目的及び趣旨が達成されているか。
 - (2)指定管理者の指定は公正・適正に行われているか。
 - (3)協定等の締結は適正に行われているか。
 - (4)指定管理者が利用料金を定めている場合は、その料金が合理的なものになっているか。また、その承認手続きは適正に行われているか。
 - (5)指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
 - (6)業務の履行確認は実績報告書により適切になされているか。
 - (7)協定書・仕様書に記載すべきものが記載されているか。
 - (8)指定管理者とともに当該施設における財務上のリスクを識別し、そのリスクを防止・回避するための対策等が講じられているか。また、リスク防止対策等は、適宜、適切に見直しが行われているか。**【指定管理者】**
 - (1)施設の管理運営及び財産の管理は適切に行われているか。
 - (2)事業の執行は協定書等の目的及び仕様書のとおり実施されているか。
 - (3)会計処理は適正に行われているか。
 - (4)出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
 - (5)利用料金の設定等は適正になされているか。
 - (6)収納事務は適正に行われているか。
 - (7)利用促進のための努力はなされているか。
- 6 監査の方法 監査にあたっては、「5 監査の主眼」に基づき、書類審査、説明聴取、質疑応答及び実地監査等を実施した。

第2 監査の結果【羽村市農産物直売所】

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 羽村市農産物直売所
- (2) 所 在 地 羽村市羽加美1丁目32番地1
- (3) 開 設 平成14年3月17日
- (4) 規 模
 - ①敷地面積 1,262.45 m²
 - ②床面積 330.75 m²
 - ③建物構造 鉄骨造平屋建
 - ④建物概要 売場、テラス、事務所、倉庫、トイレ 等

(5) 指定管理者制度による管理運営委託

羽村市農産物直売所は、平成17年4月1日から指定管理者制度を導入し、次の指定期間で指定管理者が施設の管理を行っている。

①指定期間

- ア 第1期 平成17年4月1日～平成19年3月31日（2年）
指定管理者：羽村市農産物直売所運営委員会
- イ 第2期 平成19年4月1日～平成23年3月31日（4年）
指定管理者：羽村市農産物直売所運営委員会・
西多摩農業協同組合
- ウ 第3期 平成23年4月1日～平成27年3月31日（4年）
指定管理者：羽村市農産物直売所運営委員会・
西多摩農業協同組合
- エ 第4期 平成27年4月1日～平成31年3月31日（4年）
指定管理者：羽村市農産物直売所運営委員会・
西多摩農業協同組合
- オ 第5期 平成31年4月1日～令和5年3月31日（4年）
指定管理者：羽村市農産物直売所運営委員会・
西多摩農業協同組合
- カ 第6期 令和5年4月1日～令和9年3月31日（4年）
指定管理者：羽村市農産物直売所運営委員会・
西多摩農業協同組合

2 指定管理者の選定

(1) 選定の経緯

羽村市農産物直売所（以下「農産物直売所」という。）は、その設置目的を効果的に達成するため、平成17年4月1日から指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度による管理運営委託期間は、1の(5)に記すとおりであり、第5期の指定期間が満了するにあたり、引き続き指定管理者制度を導入することとし、以

下の経緯のとおり、羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合を指定管理者に選定した。

①選定等の経緯

令和4年7月4日	羽村市行政改革推進本部会議の開催
令和4年8月15日	広報はむら・市公式サイトに応募要領等掲載
令和4年9月26日	申請受付開始
令和4年10月5日	申請受付終了
令和4年11月1日	羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会の開催
令和4年12月9日	令和4年第6回羽村市議会（定例会）において、「羽村市農産物直売所の指定管理者の指定について」原案可決
令和5年3月27日	協定書締結
令和5年4月1日	指定管理者による第6期の管理運営開始

(2)市と指定管理者との協定書の主な内容

市民サービスの向上と経費の縮減を図るために、市は「羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合」と協定書を締結した。

協定書に定める市と指定管理者の主な役割分担等は、次のとおりである。

①指定管理者の指定の意義（協定書第2条）

指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、市民に新鮮な農産物等を供給するとともに市内農業の振興に寄与することにある。

②指定期間（協定書第7条）

指定期間は、令和5年4月1日から令和9年3月31日までとする。

③指定管理者の業務の範囲（協定書第8・9条）

【本業務】

- ア 農産物直売所条例第3条各号に掲げる事業に係る業務
- イ 農産物直売所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ 農産物直売所の使用の承認、不承認及び承認の取消し等に関する業務
- エ 農産物直売所の利用料金の収納に関する業務
- オ その他、農産物直売所の管理に関し市が必要と認める業務

【自主事業】

- ア 農産物直売所条例に定める設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、市との協議を経て事前に許可を受けたものの中から、指定管理者が自己の責任と費用により実施する事業

④市が行う業務の範囲は以下のとおり（協定書第10条）

- ア 不払い利用料金の徴収業務
- イ 管理施設の目的外使用許可・占用許可
- ウ 不服申立てに対する決定

⑤管理備品の無償貸与（協定書第25条）

市は管理備品を無償で指定管理者に貸与するものとする。

⑥指定管理委託料の支払い（協定書第 32 条）

市は、指定管理業務実施の対価としての指定管理委託料を支払わないものとする。

⑦利用料金収入の取扱い（協定書第 33 条）

指定管理者は、利用料金を指定管理者の収入として、収受することができる。

⑧保険（協定書第 38 条）

- ア 火災保険（市付保）
- イ 施設賠償責任保険（市付保）
- ウ 損害賠償責任保険（指定管理者付保）

3 事業概要

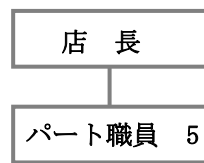
(1) 組織

農産物直売所の管理運営は、前述のとおり「羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合」が行っており、その組織体制は以下のとおりである。

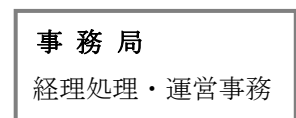
【農産物直売所運営委員会】



【農産物直売所】



【西多摩農業協同組合】



※数字は人数であり、事務局を除く未記入は 1 名である。

(2) 事業の内容

農産物直売所は、市内の農業者に農産物等の販売を行う場を提供し、もって市民に新鮮な農産物等を供給するとともに市内農業の振興を図ることを目的としており、この目的を達成するため、①市内農業者が生産した良質で新鮮な農産物等の販売に関する事、②農産物等の販売促進に関する事、③農産物等の計画的生産に関する事、①から③に掲げるもののほか市長が必要と認める事業を行うこと、としている。

指定管理者の主な業務については、農産物直売所の施設及び設備の維持管理に関する事、農産物直売所の使用の承認・不承認及び使用承認の取消し等に関する事、利用料金の収納に関する事、である。

指定管理者においては、農業者自身がスマートフォン等から、入力可能な生産履歴システムを導入し、記録を徹底するとともに、環境に配慮した農業を行うことで、

消費者に安心・安全な農産物を供給すること、また、都市農業の多面的機能を最大限に活かし、地域の人々に羽村の農業をPRする拠点として活用することなどを掲げている。

なお、令和3年度及び令和4年度に実施した事業の状況は、第1・2表のとおりである。

【第1表】令和3年度実施事業等

期 日	事 業 名	場 所
4月7日	運営委員会月例会	農産物直売所
4月17日	夏野菜苗販売開始	〃
5月12日	運営委員会月例会	〃
6月8日	運営委員会月例会・会計監査	〃
7月6日	運営委員会月例会	〃
7月8日	令和3年度通常総会（書面会議）	
7月15・16日	2割引セール	農産物直売所
8月4日	運営委員会月例会	〃
9月1日	運営委員会月例会	〃
10月6日	運営委員会月例会	〃
11月10日	運営委員会月例会	〃
11月5・6日	パンジー・ビオラ祭り	〃
11月17・24日、 12月1日	羽村市役所正面玄関前出張販売	羽村市役所
12月8日	運営委員会月例会	農産物直売所
12月20・21日	2割引セール	〃
12月26～30日	歳末大売出し	〃
1月8・9日	だるま市	〃
1月12日	運営委員会月例会	〃
2月9日	運営委員会月例会	〃
3月9日	運営委員会月例会	〃

【第2表】令和4年度実施事業等

期 日	事 業 名	場 所
4月6日	運営委員会月例会	農産物直売所
4月15日	夏野菜苗販売開始	〃
5月11日	運営委員会月例会	〃
6月1日	運営委員会月例会・会計監査	〃
6月21日	令和4年度通常総会	西多摩農業協同組合本店
6月25日	農ウオーク協力	農産物直売所
7月6日	運営委員会月例会	〃
7月15・20日	羽村市役所正面玄関前出張販売	羽村市役所
8月3日	運営委員会月例会	農産物直売所
9月7日	運営委員会月例会	〃
9月13日	令和4年度臨時総会	西多摩農業協同組合本店
9月27・28日	生産履歴システム操作説明会	農産物直売所
10月5日	運営委員会月例会	〃
11月4～6日	パンジー・ビオラ祭り	〃
11月9日	運営委員会月例会	〃
11月16・24日	羽村市役所正面玄関前出張販売	羽村市役所
12月7日	運営委員会月例会	農産物直売所
12月8・9日	キャベツ・ブロッコリー・ダイコン2割引セール	〃
12月22・23日	2割引セール	〃
12月24～30日	歳末大売出し	〃
1月11日	運営委員会月例会	〃
1月30日	西多摩地方農業委員会連合会視察受入	〃
2月1日	運営委員会月例会	〃
3月1日	運営委員会月例会	〃

(3) 販売高、施設利用者（来客）等の状況

農産物直売所の販売高、施設利用者（来客）数、販売点数の状況は第3・4・5表のとおりである。

令和3年度の販売高は70,858,890円で、前年度（令和2年度）74,331,068円と比べて3,472,178円（4.7%）の減少、施設利用者（来客）数は令和3年度が年間97,950人で、前年度98,626人と比べて676人（0.7%）の減少、販売点数は令和3年度が351,531点で、前年度368,591点と比べて17,060点（4.6%）の減少となっている。

また、第5期の最終年度にあたる令和4年度の販売高は67,735,709円で、前年度（令和3年度）70,858,890円と比べて3,123,181円（4.4%）の減少、令和4年度の施設利用者（来客）数は91,487人で、前年度97,950人と比べて6,463人（6.6%）の減少、令和4年度の販売点数は318,868点で、前年度351,531点と比べて32,663点（9.3%）の減少となっている。

【第3表】販売高

(単位：円)

月	令和2年度	令和3年度	前年度比較	令和3年度	令和4年度	前年度比較
4	6,665,570	5,548,280	△ 1,117,290	5,548,280	5,465,400	△ 82,880
5	7,673,329	6,723,769	△ 949,560	6,723,769	5,956,660	△ 767,109
6	7,072,011	7,738,240	666,229	7,738,240	6,357,705	△ 1,380,535
7	8,868,756	9,337,264	468,508	9,337,264	8,515,750	△ 821,514
8	7,410,940	6,403,910	△ 1,007,030	6,403,910	5,052,190	△ 1,351,720
9	4,886,170	5,160,530	274,360	5,160,530	4,861,371	△ 299,159
10	5,314,730	5,209,030	△ 105,700	5,209,030	5,320,470	111,440
11	7,334,120	7,142,370	△ 191,750	7,142,370	7,711,210	568,840
12	6,063,422	5,822,737	△ 240,685	5,822,737	6,414,923	592,186
1	4,476,310	3,430,130	△ 1,046,180	3,430,130	3,878,000	447,870
2	4,120,210	3,412,560	△ 707,650	3,412,560	3,781,530	368,970
3	4,445,500	4,930,070	484,570	4,930,070	4,420,500	△ 509,570
合計	74,331,068	70,858,890	△ 3,472,178	70,858,890	67,735,709	△ 3,123,181

【第4表】施設利用者（来客）数

(単位：人)

月	令和2年度	令和3年度	前年度比較	令和3年度	令和4年度	前年度比較
4	9,723	9,165	△ 558	9,165	8,510	△ 655
5	9,728	9,874	146	9,874	8,965	△ 909
6	8,837	9,267	430	9,267	7,879	△ 1,388
7	9,672	9,974	302	9,974	9,035	△ 939
8	8,686	8,359	△ 327	8,359	7,189	△ 1,170
9	6,753	7,436	683	7,436	6,457	△ 979
10	7,329	7,216	△ 113	7,216	7,273	57
11	8,602	8,800	198	8,800	9,473	673
12	8,608	8,193	△ 415	8,193	8,467	274
1	6,764	5,785	△ 979	5,785	5,789	4
2	6,617	6,070	△ 547	6,070	5,888	△ 182
3	7,307	7,811	504	7,811	6,562	△ 1,249
合計	98,626	97,950	△ 676	97,950	91,487	△ 6,463

【第5表】販売点数

(単位：点)

月	令和2年度	令和3年度	前年度比較	令和3年度	令和4年度	前年度比較
4	34,838	31,779	△ 3,059	31,779	27,664	△ 4,115
5	39,859	38,047	△ 1,812	38,047	31,447	△ 6,600
6	35,034	37,164	2,130	37,164	29,461	△ 7,703
7	37,919	40,110	2,191	40,110	35,073	△ 5,037
8	33,699	29,529	△ 4,170	29,529	23,083	△ 6,446
9	21,663	23,635	1,972	23,635	21,601	△ 2,034
10	25,667	27,065	1,398	27,065	26,627	△ 438
11	37,539	34,834	△ 2,705	34,834	36,889	2,055
12	34,570	30,609	△ 3,961	30,609	31,126	517
1	23,148	17,775	△ 5,373	17,775	18,557	782
2	21,755	17,448	△ 4,307	17,448	17,504	56
3	22,900	23,536	636	23,536	19,836	△ 3,700
合計	368,591	351,531	△ 17,060	351,531	318,868	△ 32,663

(4) 収支の状況

直売所の令和3年度及び令和4年度の収支決算状況は、第6表のとおりである。

令和3年度の収入決算額は15,675,447円で、このうち販売手数料収入は6,516,781円で収入総額の41.6%、販売雑収入は9,158,666円で収入総額の58.4%となり、市からの指定管理委託料については支払いを受けていない。

また、支出決算額は15,675,447円で、その主な内訳は人件費10,881,870円、労働保険料等481,389円、光熱水費1,114,592円、保守修繕費701,400円、減価償却費764,385円、助成金590,000円で、支出総額に占める割合はそれぞれ69.4%、3.1%、7.1%、4.5%、4.9%、3.7%、となっている。

令和4年度の収入総額は20,453,176円で、このうち販売手数料収入が6,240,868円で収入総額の30.5%、エネルギー価格高騰支援金が240,000円で収入総額の1.2%、販売雑収入が13,972,308円で収入総額の68.3%となり、市からの指定管理委託料については支払いを受けていない。

また、支出総額は20,453,176円で、その主な内訳は人件費14,790,400円、労働保険料等1,655,857円、光熱水費1,392,649円、保守修繕費702,600円、減価償却費207,491円、助成金590,000円で、支出総額に占める割合はそれぞれ72.3%、8.1%、6.8%、3.4%、1.0%、2.9%、となっている。

【第6表】収支決算状況

(単位：円、%)

項 目		令和3年度		令和4年度	
		金額	構成比	金額	構成比
収入の部	販売手数料	6,516,781	41.6	6,240,868	30.5
	エネルギー価格高騰支援金	0	0.0	240,000	1.2
	販売雑収入	9,158,666	58.4	13,972,308	68.3
	指定管理委託料 ※	0	0.0	0	0.0
	合 計 (A)	15,675,447	100.0	20,453,176	100.0
支出の部	人件費	10,881,870	69.4	14,790,400	72.3
	労働保険料等(厚生年金等)	481,389	3.1	1,655,857	8.1
	厚生費	70,672	0.4	33,676	0.2
	光熱水費	1,114,592	7.1	1,392,649	6.8
	通信費	89,172	0.6	102,217	0.5
	印刷・消耗品費	110,005	0.7	121,268	0.6
	その他管理費	47,077	0.3	74,654	0.4
	保守修繕費(各機器保守料)	701,400	4.5	702,600	3.4
	施設管理費(各設備保守料等)	296,000	1.9	250,000	1.2
	保険料	13,681	0.1	13,681	0.1
	消耗備品費	16,530	0.1	42,000	0.2
	減価償却費	764,385	4.9	207,491	1.0
	助成金(運営委員会助成金)	590,000	3.7	590,000	2.9
	雑費	498,674	3.2	476,683	2.3
合 計 (B)	15,675,447	100.0	20,453,176	100.0	
収支差引(A) - (B)		0		0	

※協定書第32条により、市は指定管理者に対し、指定管理委託料を支払わないものとしている。

4 総括

農産物直売所の指定管理者である「羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合」及び所管課について監査を行った結果、指定管理者選定及び指定に関する事務、協定書の締結に係る事務並びに公の施設の管理運営、会計経理等に関する事務、その他関連する事務事業は、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、所管課においては、毎月開催される運営委員会に同席し、事業の履行及び懸案事項を確認するとともに、必要に応じて適宜打合せを実施するなど、指導監督は適切に行われている。

農産物直売所に指定管理者制度を導入した目的は、民間活力による新鮮な農産物等を市民に供給するとともに、市内農業の振興に寄与することにある。その意味で、農産物直売所の第6期の指定管理者に「羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合」を指定し、管理運営させていることは、指定管理者制度を導入した目的が遂行されていると認められる。

なお、監査における個別の意見等は、以下のとおりである。

○指定管理者制度の導入効果について

農産物直売所に指定管理者制度を導入してから6期目を迎えたが、指定管理者は協定書の「指定管理者の指定の意義」を踏まえ、生産者を顔写真で公表するといった可視化や生産履歴管理・農薬適正使用の徹底により、安全・安心な農産物等の供給に継続的に努められている。

また、農産物直売所には市内の半数以上の農家が出荷しており、市内農家の全体の売上の4割が農産物直売所におけるものである。

農産物直売所は、地産地消の拠点として大きな役割を担っており、市内農業の振興に大きく寄与し、コロナ禍にあった令和2年度から令和3年度でも販売高は大きく減少することなく、これまで通り新鮮な野菜の安定供給がなされていた。

指定管理者は継続的に安定した管理運営がなされていることから、本制度の導入効果を確認することができた。

今後も市民に新鮮で安全・安心な農産物等を供給するとともに、地域の農業に関する情報提供、地場産食材を使った健康的で豊かな食生活の提案など、生産者と消費者を繋ぐためのさまざまな工夫により、地産地消の中心拠点としての大きな役割を果たされることに期待したい。

○経営面について

農産物直売所では、農産物等を市場より安価に設定して市民が利用しやすい価格になっているところは評価できるものの、来客数が年々減少傾向にあることが懸念される。今後も、指定管理者として、集客につながる事業を効果的に実施しながら、努力されることを期待するものである。

また、農家の高齢化や担い手不足、農地の減少等の課題もあり、長期的に持続可能な施設となるよう経営基盤のさらなる強化が必要不可欠となる。

このことから、指定管理者と市がより連携・協力し合い、近郊型施設との差別化を図り、郊外型のメリットを最大限に生かした顧客の開拓など、農産物直売所の安定的な経営が行えるよう努められたい。

○管理運営面におけるリスクマネジメントについて

農業者自身がスマートフォン等により、データ入力ができる生産履歴システムを導入し、記録を徹底するとともに、農薬散布量の管理を含め環境に配慮した取組を行い、デジタル化にも着手していることが確認できた。

また、直売所内の視察と聞き取りを通じ、管理運営面におけるリスクマネジメントについてはおおむね適正に行われていると認められる。

今後も、農産物直売所の管理運営面はもちろんのこと、財務を始めとする組織目標を阻害する要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで事務事業の適正な執行を確保することができることから、このことを実践されることを望むものである。

○食品ロス対策及び社会貢献活動について

直売所で売れ残った野菜などを一部の農家の協力を得て、市内の子ども食堂を運営する施設へ無償提供していると聞き及んだ。食品ロスの削減対策としてはもちろんのこと、また、社会貢献活動としても意義のある取組みであり、評価できるものである。今後の広がりや、さらなる寄与に大いに期待したい。